

2020年3月27日（金曜）

全労金2020春季生活闘争ニュース・第14号

【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】
なくそうハラスメント！増やそう賃金！求めよう安心して働き続けられる職場！

《合意速報No. 5》

四国労組が関連会社との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

四国労組は、3月27日15時30分から関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求	関 連
		正社員	正社員
基本賃金		3,000円 の引き上げ	1,000円 の引き上げ
一時金		4.4	4.4
昨年実績		4.4	4.4
安定雇用	無期転換	—	—
	登用制度	—	—
最低賃金		—	—
雇用環境	私傷病休職	(実現)	(実現)
	所定労働短縮		
単組独自要求		—	—

団体交渉において、関連会社からは「今期の春季闘争においては、所謂、就業規則をはじめ賃金テーブルの策定を行って本格運用を開始した年であり、貴労組もその点をくみ取って要求書を提出されたことと認識している。今後、社員に働き甲斐をもって就業してもらうためには、健康管理等への安全配慮をしつつ経済的にも必要に応じて改善策を講じることはやぶさかではない。しかしながら、キャッシュレスが普及し金融環境が大きく様変わりしている昨今であり、2020年1月には新型コロナウイルスの感染拡大にともない、3月に入って世界規模で経済が麻痺する事態となり、金融指標が悪化している状況にある。グループ全体で経営効率をより高めることがより一層求められ、当社としても金庫営業現場の後方業務を可能な限り集中化し受託することで取り組みを新たに進めなければと考えている。コストを親会社に付け替えるばかりでは、経営を圧迫することは言うまでもなく、2020年4月から同一労働同一賃金に伴う労働者派遣法の改正により派遣費用が上昇するため、これらを加味した予算を組み立て、当期純利益を2019年度より下方修正し次年度

に臨もうとしており、環境変化に対して難局を乗り越えていく覚悟が必要と考えている」等の見解が表明されました。

土居闘争委員長は、「2020春季生活闘争では四国労金グループの未来を担う『人材』の確保、働き続けられる環境の整備を鑑み、厳選した要求とした。小交渉では四国労金サービスの経営状況や課題を共有し、今後の四国労金サービスの発展に向けて意見交換することができた。そのうえで基本賃金については、次年度以降の厳しい経営見通しにおいて満額の回答ではないが、1,000円のベアが示されたことは事業運営に対する社員・組合員の頑張り、そして今後の期待も込めて、会社からギリギリの判断が示されたものと受け止めている。今後も厳しい経営環境ではあるが、労組としては労金業態で働くすべての労働者の格差是正・公正処遇の実現に取り組んでいくことを改めて表明する。四国労金サービスが、四国ろうきん事業の一翼を担い、その発展に貢献していくためにも、人材の確保・定着化・育成が大事であり、そういった諸施策を進めるには、処遇や労働条件だけでなく、ろうきんの理念や存在意義を理解し、社員ひとり一人が自らの仕事に誇りを持つとともに、会社の事業や将来に夢や希望を持てることが必要不可欠だと考える。加えて、現在、労金協会と全労金、そして四国ろうきん労使ともに、組織風土改革について協議・検討を進めている。四国労金サービスにおいても、春闘交渉期間だけでなく、労使で積極的に議論していくことで課題解決を図っていきたい」等を表明しました。

単組は、次年度以降の厳しい経営見通しの中で、事業運営に対する社員・組合員の頑張り、そして今後の期待も込めて、満額の回答ではないが、1,000円のベースアップの回答が示されたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（4単組／3月27日20時現在）

中央・沖縄・静岡・四国(金庫)・四国(関連)

以 上